

令和2年長浜市農業委員会1月定例総会会議録

令和2年1月14日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3 A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑	義彦	2番	伊藤	泰子
	3番	布施	善明	4番	阿辻	康博
	5番	西橋	絹子	6番	廣田	重夫
	7番	八若	和美	9番	北村	富生
	10番	大塚	高司	11番	堀田	繁樹
	13番	多賀	正和	14番	中島	一枝
	15番	近藤	和夫	16番	廣部	重嗣
	17番	家倉	和行	18番	保積	郷司
	19番	池田	美由紀	20番	松居	利平

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 酒井 猛文、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 福永 和生、主事 田中 卓人

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	田畑転換等農地の形状変更届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報 告	農用地利用配分計画の認可の通知について
議案第454号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第455号	農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について
議案第456号	農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について
議案第457号	農用地利用集積計画案について
議案第458号	土地改良事業参加資格交替承認申請について
議案第459号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について
議案第460号	長浜市空き家付き農地の別段面積取扱い要綱、第6条の規定による別段の面積の指定の解除について
議案第461号	農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

5. 議事録署名委員

3番 布施 善明 20番 松居 利平

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和2年1月定例総会を開催させていただきたいと存じます。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは引き続き事務局より、報告と本日の会議次第について説明致します。まず報告ですが、12月19日に滋賀県農業会議の常設審議委員会が大津市のピアザ淡海において開催され、会長に出席していただいております。なお、当市からの諮問案件はございませんでしたので、事務局からは出席をしておりません。

また、12月19日、去る10月に行いました令和2年度の農業施策に関する意見具申について当局よりの回答、対応の説明を兼ね、農政懇談会を開催させていただきました。当日は、委員、推進委員33名の出席をいただき、終了後には交流会も開催させていただきました。出席いただいた委員の皆さまには大変ありがとうございました。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が7件、4条申請が4件、5条申請が10件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、別段面積の設定、別段面積指定の解除、また追加議案として申し合わせ事項の審議、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、農地転用に係る案件につきましては、去る1月7日に当番委員である1番の小畑義彦

委員、2番の伊藤泰子委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど、ご説明をよろしくお願い致します。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出致しております。

事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせて頂きます。

議事進行については、会長によりよろしくお願い致します。

(会長)

皆様、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願い致します。今年はどんな年になるのかなと思いますが、ご承知のように本来ならば降雪があつて然るべき冬でありますけれども、昨年、今年と雪無しという風な事態となりまして、予測されるのが、昨年、一昨年のいわゆる自然災害が脳裏に浮かぶというものです。しかしながら、今年はさらに、温暖化ということでかなり悪くなると言われている中で、農業をやっていかなければならないというところがございます。私共の今年の目標といたしまして、私の方で言わせていただければ、今日まで皆様方が努力しておられました遊休農地を出さない、増やさないというところに今年、手腕が置かれるのではないかと思います。遊休農地ということではいわれていますけれども、このまま農業情勢の中では、なかなか厳しいところがございます。年々、悪くなるというのが実情でございます。どうか、委員の皆様におきましては、今後の遊休農地の出ないよう、ご協力の程、宜しくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会議に入ります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願い致します。

本日の議事録署名委員報告ですが、3番の布施善明委員、20番の松居利平委員、両委員よろしくお願い致します。

それでは、会議にはいります。本日も大変多くの議案がございます。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願い致します。

まず、報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和2年1月14日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、田1筆、737㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、北は宅地、南は農地と宅地、東は里道と宅地、西は道路です。

番号2、土地の表示、田村町地先、田124㎡、畑8.06㎡、計132.06㎡を通路及び駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、北は5条届出番号7、南は雑種地、東は5条届出、番号8と雑種地、西は水路です。なお、この番号2は、農地法の5条届出番号8と一体利用されます。後ほど報告いたします。

続いて、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和2年1月14日、長浜市農業委員会会長名。

今月は10件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、南高田町地先、田1筆、233㎡を売買により一般住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、北と東は宅地、南は道路、西は農地と宅地です。

番号2、土地の表示、八幡東町地先、田1筆、53㎡を売買により住宅敷地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、北と西は宅地、南と東は道路です。

番号3、土地の表示、宮司町地先、田6筆、4,287㎡、畑3筆、123.61㎡、計4,410.61㎡を売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況についてですが、まず、スクリーンの地図の北側の周囲の状況は、北は宅地と5条届出済み農地、南と東と西は道路と宅地です。次に南側の周囲の状況は、北は墓地、南は宅地、東と西は道路です。

番号4、土地の表示、平方町地先、田1筆、273㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、北は宅地と道路、南と西は5条届出済み農地、東は農地です。

番号5、土地の表示、田村町地先、田7筆、946㎡を売買により農業用格納庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、北は宅地と農

地、南と東と西は道路です。

番号6と番号7は一体利用ですので一括して報告します。番号6、土地の表示、田村町地先、田6筆、489㎡、畑1筆、4.81㎡、計、493.81㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、北は農地、南は5条届出番号7と雑種地、東は道路、西は水路です。

番号7、土地の表示、田村町地先、田1筆、3.36㎡、畑1筆、0.43㎡、計3.79㎡を贈与により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、北は5条届出番号6、南は4条届出番号2、東は5条届出番号8、西は水路です。

番号8は、先に報告しました農地法の4条届番号2と一体利用されます。番号8、土地の表示、田村町地先、田1筆、3.41㎡を贈与により通路に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、北は5条届出番号6、南は雑種地、東は道路、西は5条届出番号7です。

番号9、土地の表示、下坂浜町地先、田3筆、1,846㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、北と南は宅地、東は水路、西は道路です。

番号10、土地の表示、南高田町地先、田2筆、1,877㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、北と南と西は道路、東は農地です。

続いて、田畑転換等農地の形状変更届出について、令和2年1月14日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会田畑転換等農地の形状変更に関する届出取扱要綱第6の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、高月町馬上地先、田1筆、193㎡を家庭菜園にするために田から畑に形状変更したい旨の届出がありました。届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、北と南は農地、東は先月の総会で一般住宅として農地転用の許可を得られています。西は用悪水路です。形状は、東側の造成高まで盛土される計画です。

番号2、土地の表示、堀部町地先、田1筆、166㎡を家庭菜園にするために田から畑に形状変更をしたい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、北は既に一般住宅として農地転用の許可を得られています。南と西は農地、東は水路です。形状は、北側の造成高まで盛土される計画です。

番号3、土地の表示、常喜町地先、田1筆、2090㎡の内312㎡を家庭菜園にするために田から畑にしたい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、北、南と西は道路、東は宅地です。敷地の内、北側の195㎡を農業用資材置き場としてす

に農地転用の届出をされておられ、南側の312㎡を畑にされる計画です。南と西は道路、東は届出人所有農地です。形状は、南と西の道路高まで盛土をされる計画です。

続いて、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年1月14日、長浜市農業委員会会長名。今月、農業委員会宛て計6筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田が6筆、計6,615㎡の解約です。番号1から番号4までが相対で番号5が円滑化による利用権の解約です。

番号1は、先にご説明申し上げました、5条届出番号5に係る解約です。次に番号2から4は、耕作者の変更による解約で、番号5は後ほどご説明させていただきます議案第456号農地法第5条申請番号9に係る解約です。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続いて、農地利用配分計画の認可の通知について、令和2年1月14日、長浜市農業委員会会長名。このことについて、滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。

10月定例総会において議案第441号で、11月定例総会において議案第446号で、それぞれ計画が決定されたことにより滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和元年12月9日付で担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。

10月の利用集積計画では、498筆、計702,909㎡について農地中間管理権の設定があり、11月利用権の設定では5筆、計7,332㎡について農地中間管理権の設定がありました。

今回の配分計画では、42人の借り手に504筆、計711,333㎡貸借権が設定されました。

今回の利用配分計画では、番号504号の耕作者変更に伴う配分計画の変更を含んだ計画となっております。本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました5件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、ないようですので議案審議の方に移ります。

(会長)

まず、議案第454号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第454号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年1月14日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が7件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。では、議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、本庄町地先の田2筆、207㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈取跡を確認しました。県道の拡幅工事に伴い譲受人農地が買収されその代替え地として譲渡人農地を取得するため申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、田町地先の畑1筆、284㎡を売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、防草シートが敷き詰められ草の生えないように管理がされていまして。本案件は11月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。今般、申請農地と田町内の空き家を購入し移住されるために本申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、高月町渡岸寺地先の田1筆、993㎡を、売買で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈取跡を確認しました。譲渡人は県外に居住されており、申請地の管理ができないことから、現在申請地の耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、曾根町地先の畑1筆、395㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、草刈り等管理をされていまして。譲渡人は高齢で、申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号5、土地の表示、内保町地先の田1筆、869㎡、畑、430㎡、合計1,299㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の田、及び畑で、現地確認をしたところ、麦の作付けを確認しました。譲渡人は県外に居住されており、申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

また、譲受人は現在本農業委員会が定める下限面積に達していないため、後にご説明させていただく、議案第457号の利用権の設定番号1と2を賃貸借にて借りられることで、下限面積に達します。このことから、許可を利用権の公告日に合わせることをしたいと思います。

番号6、土地の表示、法楽寺町地先の畑1筆、43㎡を、売買で取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地確認をしたところ、草刈り等管理されていまして。譲渡人は非農家で、申請地の管理ができないことから、現在申請地を耕作している譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号7、土地の表示、東上坂町地先の田5筆、738㎡を、売買で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈り取り後を確認しました。申請地は以前より譲受人が耕作されており、今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1から番号7につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必

要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等
地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもあ
りますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条
第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第454号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第454号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第454号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可するこ
とに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとしま
す。

(会長)

次に、議案第455号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局
より説明をお願いします。

(事務局)

議案第455号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可す
ることについて意見を求めます。令和2年1月14日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第455号につきましては、今月の締切までに4件の申請がありました。書類審査のう
え、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたし
ます。備考欄にこめじるしがついていきます案件につきましては、さる12月21日に、農地等
調査委員会の將亦委員長、7番の八若委員、18番の保積委員と協議をし、提出している案件
です。

現地調査につきましては、令和2年1月7日に1番の小畑委員、2番の伊藤委員にお願
いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願
いします。

(事務局)

申請番号1、今荘町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は今荘町
の南側で隣町との境界に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公
共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種
農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可で
きませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、

例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

明けましておめでとうございます。昨年に引き続き、ご審議の程、よろしくお願いいたします。番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、今庄町地先、畑、721㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、北は農地、南は水路、東は宅地と農地、西は農地です。写真をご覧ください。申請地は、すでに住宅敷地となっており、これは、先々代が昭和の初期に建築され、改築等を繰り返され、現在に至っているとのこと。先々代になりますので、三代前になるという事でございます。申請人は県外に居住しており、平成27年に相続され、住宅の管理をしています。今後、管理が困難な状況になってきたことから、売却等も視野に入れ、不動産資産の整理を行ったところ、農地転用の手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、すでに母屋、離れと住宅敷地になっており、雨水、排水対策も整っており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落から外れ、米原市との境に位置し、農用地区域内農地です。許可の要件といたしましては、農用地利用計画で指定された用途に供する場合、農用地区域内農地においても、例外的に許可できるものとなっております。地元自治会、土地改良区の同意も得られており、必要書類も添付されていることから受け付けています。なお、農業振興課へ確認したところ、農業振興地域整備計画の軽微変更承認は令和元年8月30日付けで済んでおります。また、本案件の95番地2については、同筆内で部分転用を2箇所される計画です。総筆数は4筆ですが、部分転用としては5か所であるため、所在を5筆で上程しています。また、5条申請、番号3とも関連しています。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、東上坂町地先、田4筆、1782㎡の内475㎡、転用目的を農業作業通路とした一部転用申請です。周囲の状況は、北は道路、南は5条申請、番号3、東と西は農地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに農業作業通路として造成されています。これは、平成7年頃に南側にある農業用倉庫と同時に整備され、現在、農業用倉庫や隣接する農地への進入路としても使用しているとのこと。

申請人も高齢であることから、今後のことを考え、不動産資産を整理したところ、農地転用の手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水も整っており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は、集落から外れ、大字の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

（小畑委員）

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、本庄町地先、畑105㎡、転用目的を進入路とした申請です。周囲の状況は、北は雑種地、南と東は農地、西は宅地です。

写真をご覧ください。申請人は、同集落内に居住し、花火の製造業を営んでいます。今回、申請地北側の資材置場へ進入するため一時的に活用していた申請地の西側の宅地に倉庫を建設する計画を立てられ、資材置場への進入路が新たに必要になったことから申請されたものです。なお、申請地の南側は農地ですが、県道拡幅工事により、今後は県道になるとのことです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号4、湖北町海老江地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。なお、本案件は5条申請、番号5と番号6と関連しています。本案件の詳細につきましては、伊藤委員さんよりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、湖北町海老江地先、畑666㎡、転用目的を駐車場及び資材置場とした申請です。周囲の状況は、北と西は水路、南は道路、東は5条申請、番号6です。

写真をご覧ください。申請地はすでに資材置場になっています。これは、昭和50年頃に申請人の先代が造成し、現在に至っているとのこと。申請人は、申請地付近で設備工事や金属加工を営んでおられます。会社は、景気状況も好転しており、取引先への製品や材料等の資材置場や重機やトラックの駐車場が手狭になってきており、また、現在の借用している従業員駐車場の所有者から駐車場の返却を求められていることから、新たに資材置場及び駐車場を整備する計画を立て、申請されたものです。なお、この案件は、5条申請、番号6と一体利用されるとのこと。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第455号について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(廣田委員)

番号1についてですが、現地確認して頂くなかで説明があったのですが、昭和初期にはすでに農地でなくなっていた感じで説明を受けたのですが、農地法が出来る以前に農地ではなくなっている土地についても、今回のような農地転用申請が必要になるのですか。

(事務局)

確かに、農地法というのが昭和27年に施行されております。これ以前に農地以外のものに既になっているということなのですが、現在の基準に照らし合わせ、手続きをしていたかどうかという処理をさせていただいております。

(廣田委員)

いわゆる、農地から農地転用をされるということの農地の位置付けは、登記地目の位置付けなのですか。

(事務局)

はい。登記地目が農地の場合ですと、全て手続きをしていただく。現況が農地以外のものになっている場合は顛末を付けていただく。今回は昭和27年以前ですので、経過書というものを付けていただいております。

(廣田委員)

分かりましたが、事務手続き上もっと省略できるものがあれば、また今後そういうことを考えていただきたいと思います。

(会長)

他にございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第455号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第456号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第456号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年1月14日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第456号につきまして、締切までに10件の申請がございました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第455号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。それでは、ご説明させていただきます。

申請番号1は、湖北町今西地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。

本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、湖北町今

西地先、畑、132㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は水路、南は農地、東と西は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は、申請地の東側の住宅に住んでいます。以前から来客用の駐車場がなく、困っている状況であり、自宅付近で適地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号2、高月町柏原地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

（小畑委員）

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、高月町柏原地先、畑7筆、855㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、北と南と西は農地、東は国道です。

写真をご覧ください。賃借人は、太陽光発電事業を営む会社です。太陽光発電事業は滋賀県内を中心に行っており、今回、申請地付近で太陽光発電施設を設置する計画を立てられ、適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。

申請地の真ん中に里道があり、左右に農地がありますが、そちらをフェンスで囲むという計画であります。そして、使用状況につきましては、今の高さを維持しつつ、その場で太陽光発電の施設を建てるという計画でございます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号3、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。先の4条申請番号2と同様で、申請地は集落から外れ、米原市との境に位置する農用地区域内農地です。許可の要件といたしましては、農用地利用計画で指定された用途に供する場合、農用地区

内農地においても、例外的に許可できるものとなっております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られており、必要書類も添付されていることから受付いたしています。

なお、農業振興課へ確認したところ、農業振興地域整備計画の軽微変更承認は令和元年8月30日付けで済んでおります。また、4条申請番号2とも関連しています。本案件の詳細につきましては、伊藤委員さんよりご報告をいただきます。

(伊藤委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、東上坂町地先、田、764㎡、契約内容は売買で、転用目的を農業用倉庫とした申請です。周囲の状況は、北は4条申請番号2、南は道路、東と西は農地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに農業用倉庫が建築されています。これは、平成7年頃に建築され、現在に至っているとのこと。譲受人は、農地所有適格法人の代表取締役であり、営農をしていますが高齢となっており、今後のことを考え、不動産資産を整理したところ、平成7年頃に譲渡人との売買で話がまとまって建築した農業用倉庫の転用手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、相撲町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。隣接農地所有者、地元自治会、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。

なお、申請地は、農用地区域でありましたが、令和元年6月の定例総会において農業振興地域整備計画の変更について議決され、令和元年8月27日に公告され、白地となりました。本案件の詳細につきましては、小畑委員よりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、相撲町地先、田、363㎡、畑、1.15㎡、計364.15㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、南と東は農地、西は道路です。

写真をご覧ください。申請地はすでに整地されています。これは平成28年頃に土木事業者に賃貸借していたとのこと。相談当初は土木事業者の資材等もおいてある状況でしたが、農振除外や農地転用の手続きを行うため、資材を撤去され、是正をされて、現状に至っています。借受人は、現在、市内の実家にて両親と妻と3人の子どもと同居しています。子どもの成長に伴い、現住居が手狭になってきたことから、住宅を建築する計画を立てられ、申請地付近で適地を探されたところ、貸渡人である妻の父親との間で話がまとまり、申請をされたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号5と番号6は関連するため、同時に説明させていただきます。申請番号5と番号6とも湖北町海老江地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。番号5は一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しています。第2種農地については、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。番号6については、一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

番号5、番号6とも、隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

（伊藤委員）

番号5と番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、湖北町海老江地先、畑、3.60㎡、契約内容は贈与で、転用目的を事務所敷地とした申請です。周囲の状況は、北と東と西は宅地、南は道路です。番号6は、土地の表示、湖北町海老江地先、畑、517㎡、契約内容は贈与で、転用目的を駐車場及び資材置場とした申請です。周囲の状況は、北は水路、南は道路、東は農地、西は4条申請番号4です。

写真をご覧ください。番号5の申請地はすでに舗装され、事務所敷地となっています。これは、譲受人の先代が昭和43年頃に北側の事務所の建築と同時にされ、現在に至っているとのこと。今回、不動産資産の整理を行ったところ、農地転用の手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。番号6の申請地は北側が少し整地されていま

す。これは、4条申請番号4と同様に昭和50年頃に、譲受人の先代が造成し、現在に至っているとのこと。4条申請、番号4の申請人と譲受人は同じであり、4条申請、番号4の説明したとおり、今回、取引先への製品や材料等の資材置場、重機やトラックの駐車場、従業員の駐車場が手狭になってきたことから、4条申請番号4と一体利用する計画を立て、譲渡人と話がまとまったため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7と番号8は関連するため、同時に説明させていただきます。申請番号7と番号8とも湖北町速水地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。番号7と番号8は、湖北支所から北へ、330mほどに位置します。公共施設から概ね300m以内であることから、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

番号7と番号8とも隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受け付けたいしております。本案件の詳細につきましては、小畑委員さんよりご報告をいただきます。

(小畑委員)

番号7と番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は、湖北町速水地先、畑、246㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、南は5条申請番号8、東は道路、西は農地です。

番号8は、土地の表示、湖北町速水地先、畑、212㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は5条申請番号7、南は宅地、東は道路、西は農地です。

写真をご覧ください。番号7と番号8の譲受人は婚約関係にあり、結婚を機に住宅、駐車場を建築する計画を立て、適地を探されたところ、各譲渡人との間で話がまとまり、申請番号7は夫と妻の共有名義とし、申請番号8は妻の単独名義になることから、それぞれで申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号9、口分田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置し、農用地区内農地です。許可の要件といたしましては、農用地利用計画で指定された用途に供する場合、農用地区内農地においても、例外的に許可できるものとなっております。隣接農地所有者、地元自治会、土地改良区の同意も得られており、必要書類も添付されていることから受け付けています。

なお、農業振興課へ確認したところ、農業振興地域整備計画の軽微変更承認は令和元年10月25日付けで済んでおります。本案件の詳細につきましては、伊藤委員よりご報告をいただきます。

（伊藤委員）

番号9について報告します。航空写真をご覧ください。番号9は、土地の表示、口分田町地先、田2筆、587㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を駐車場及び定温コンテナとした申請です。周囲の状況は、北は宅地と水路、南は宅地、東は農地、西は道路です。

写真をご覧ください。申請地は2筆あり、1筆はすでに駐車場となっています。これは約10年前に譲渡人の先代が造成し、現在に至っているとのこと。賃借人は、農地所有適格法人です。賃貸人は代表取締役個人です。会社の経営は順調であり、今回、代表取締役の個人不動産に定温コンテナの設置する計画を立て、農地転用の手続きのため、不動産資産を整理したところ、すでに使用している精米機利用者の駐車場や作業車両置場の農地転用手続きが未手続であることが判明したため、同時に申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

（事務局）

申請番号10、大路町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受付いたしています。本案件の詳細につきましては、小畑委員さんよりご報告をいただきます。

（小畑委員）

番号10について報告します。航空写真をご覧ください。番号10は、土地の表示、大路町地先、田、294㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北と南と西は農地、東は道路です。

写真をご覧ください。借受人は、現在、両親と同居しています。現住居が手狭になってきており、また、将来、両親の身の回りの世話をしたりするため、実家付近で住宅を建築する計画を立てられ、適地を探されたところ、父親である貸渡人と話がまとまり、申請されたものです。

写真の赤線の部分となります。今後、住宅が建った後、その周りは父親の土地になりますので、そちらは父親が管理されます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第456号についてご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

では、質問させていただきますが、番号5と6は契約が贈与となっておりますが、親子でもない、あるいはお寺やお宮さんへの寄付でもない、他人同士なのに贈与となるのですか。

(事務局)

今回は贈与ということであります。譲渡人と譲受人の関係までは把握しておりません。ただ、契約方法としましては、売買、寄付、贈与といったところから選んでいただく、というかたちになります。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員ですが、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。この件は16番の廣部委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手願います。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないことといたします。

議案第456号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第457号、農用地利用集積計画案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第457号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年1月14日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件と、所有権の移転の案件がございます。相対による利用権の設定につきましては、貸し手3人に対して借り手が3人で、筆数は4筆、

合計の面積で、8,315㎡を利用権設定される計画です。

次に所有権の移転につきましては、所有者1名、取得者1名、筆数は2筆、面積は4,204㎡を所有権移転される計画です。

それでは、次のページの利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定について、と記載されているページの番号1から番号4につきましては相対によるもので、すべて地元農業者および認定農業者に利用権設定される計画です。

次に所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第457号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問をうけました、議案第457号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申したいと思います。

(会長)

次に、議案第458号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第458号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和2年1月14日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回湖北土地改良区から申し出がありました10件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借、使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、湖北土地改良区の行う土地改良事業には、土地所有者の参加が妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第458号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは、議案第458号、土地改良事業参加資格交替承認申請についてこれを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第459号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第459号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和2年1月14日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般告示を行う余呉町川並地先の畑3筆については別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、空き家バンクに空き家と農地の登録をされ今般売買の話がまとまり申請に至ったものです。さる12月18日現地委員であります布施委員と事務局で現地調査を行った結果、草刈り等管理はされているものの、相当期間耕作がされていないと見込める為、耕作放棄地と認めるが、管理が行き届いている為、耕作再開も容易であることから、別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。

また、12月20日事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。

本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。

以上をもちまして、議案第459号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第459号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第459号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

次に、議案第460号、長浜市空き家付き農地の別段面積取扱い要綱、第6条の規定による別段の面積の指定の解除について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第460号、長浜市空き家付き農地の別段の面積取扱い要綱第6条規定による別段の面積、下限面積の設定の解除について、承認を求めます。令和2年1月14日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積の指定の解除の公告するためのものです。本案件は9月10日付け議案第433号にて農地法第3条許可をおこなった布勢町地先に係る指定の解除を行うものです。別添資料に本要綱を添付しておりますのでご確認をお願いします。

今回の資料で第5条第3項の規定による様式第2号の遊休農地解消報告書が12月16日付けで提出され、所有権の移転行った後、ライ麦の作付けを行い農地としての復元を完了した旨の報告があり、12月18日に現地確認を行った結果農地復元が完了したことを確認しました。さる、12月21日の事前審査委員会の当番委員協議を行っていただき、農地復元の完了が行われたため指定の解除を行っても問題なしとの意見をいただいております。この指定解除について、まず、所有権移転と合わされ、空き家付き農地が遊休農地でなくなり、この規定に基づき、指定の解除を行うものです。

議案に戻っていただきまして、第460号の議案に告示の文章がついております。国の方の指導でも、指定の解除をする時は見え消しを行うようにという指示がございましたので、今回、告示につきましても非常に分りづらいもので申し訳ありませんが、見え消しを行っております。あくまで空き家付農地、空き家と一緒に農地を取得する為にかぎっては0.1アールという、通常の下限面積の40アール、50アールにとらわれず、0.1アール以上あれば買えるという指定を特別にしておりますので、今回、買っていただいた後、遊休農地を解消していただきましたので、今後、この農地を売買される際は、通常の下限面積を適用をいただく為、この指定を解除するというものでございます。ややこしいものでありますが、

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、議案第460号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第460号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(北村委員)

つまり、告示しないで、0.1アールでも買えるということですか。

(事務局)

そうです。ここで指定を解除しないと、これから所有者がこの農地を売る時に0.1アールで売れてしまいますので、あくまで空き家と一緒に買うとのことで、特例として0.1アールを認めたので、全て買われ、農地を復元されましたので、通常の下限面積に戻すということをするというご理解をよろしくお願いいたします。

(会長)

川並地先は申請したのですね。

(事務局)

そうです。

(会長)

その都度なんですね。それをしっかり皆様も把握していただいてほしいと思います。

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第460号、長浜市空き家付き農地の別段面積取扱い要綱第6条の規定による別段の面積の指定の解除について、提案どおり指定解除することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のと通りの取扱いとします。

(会長)

次に、冒頭、事務局より報告がありましたように追加議案を提出し、審議を願いたいと存じます。

お手元に配布いたしました、追加の議案書をご覧ください。

これは、昨年、他の市町で発生した不祥事の案件に対し、全国農業委員会会長代表者会

議において決議された申し合わせについて、あらためて各市町で申し合わせ決議を行い、公平公正な職務遂行を促そうとするものであります。

それでは事務局より、議案説明をお願いいたします。

(事務局)

追加議案といたしまして、議案第461号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

近年、頻発している農地転用に関わる不祥事について、長浜市農業委員会は引き続き法令遵守による公正、公平な職務遂行及び、農地制度の適用、遂行、執行を行うため、下記の申し合わせ事項により決議することについて同意を求めます。令和2年1月14日提出、長浜市農業委員会会長名。

資料につきましては、会長よりご説明がありました不祥事に対しまして、全国農業委員会会長の代表委員会において、申し合わせ決議されたという添付資料でございます。これを持ちまして、長浜市農業委員会としましても引き続き法令遵守による公正、公平な業務執行及び、農地制度の適正執行の為に、農業委員会の法令順守の持ち合わせ決議案の同意を求めるものであります。資料を朗読させていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、次の事項についてここに申し合わせ、決議する。

1つ目、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2つ目、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実地すること。本日をもって、申し合わせ事項により決議することについて、同意を求めます。説明は以上になります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第461号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(北村委員)

決議は賛成なのですが、なぜ、あのような不祥事が起きたのか。その農業委員会では、どこに問題があったのか、その農業委員会の運営に問題があったのか、などの原因が開示されていない。決議には賛成だが、なぜできたのかを知りたい。長浜市農業委員会では、あのようなことは起こるはずがない。その農業委員会の運営に問題があったのかを知りたい。

(会長)

過去の不祥事の内容を聞いておりますのは、この会長は10年以上の長期にわたり、会長職をされ、独裁という感じであったようであります。だから、農業委員としてのチェックが出来ていなかったというところだと思っています。だから、会長職は長期してはいけないと思います。

(事務局)

今ほど、長浜市農業委員会ではあのようなことは起こるはずがないとの意見ですが、今回はすべて専決で行われており、審議にかけていないとのこと。長浜市においては、専決規定は、事務処理のことしかない。審議事項を一定面積でこれ以下は専決、これ以上は審議するということをし始めると、審議の場に全くかからなくなり、皆様に見ていただく場がなく、終わってしまう。記録も残らなくなってしまう。そのような状態ですとあのような事件が起こってしまうということです。長浜市農業委員会では、事務局、農業委員、会長もみんながしっかり事務処理や現地確認をしていただいているので、そのようなことは起こらないと信じておりますが、みなさんの中に、常にこの様な考えを持っていただくという趣旨で、改めてこの様な決議をした次第でございます。

(將亦職務代理委員)

少しお聞きしたいのですが、農業会議からの申し合わせの添付参考文面があるのですが、そのなかで農業委員会法第31条の議事参与の制限、それから第33条の議事録の公表を適切に実施するという風に書いてありますが、それをそのまま、長浜市農業委員会も引用しているのですが、現状で議事録の公表というのは、議事録は作成していますので農業委員会事務局へ行けば速やかに見られる体制になっていることが公表だと思うのですが、年に何度か出ている農業委員会だよりで、議事録の閲覧について周知されているのでしょうか。

(事務局)

公表については、随時、ホームページに載せております。どなたでも閲覧ができます。お知らせという部分では出来てなかったところもありますが、ご意見いただきましたとおり、次回からはさせていただきますと思います。

(將亦職務代理)

そういうことを私たち農業委員だけでなく、全戸配布されている農業委員会だよりは、一般の方にもお知らせ出来るものでありますので、農業委員会のホームページから閲覧ができるということを周知していただきたいと思います。

(事務局)

今、いろんな情報をホームページに載せておりますが、ご意見いただいた様な、細かな情報も広報に載せていきたいと思います。

(会長)

他にご質問ございませんか。

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第461号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて、提案どおり決議することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、この申し合わせについては決議されたこととして農業会議に報告することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。